

令和 7 年門審第 3 号

裁 決

水上オートバイ A 同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 5 年 8 月 2 2 日 1 7 時 0 0 分

福岡県博多港中央航路

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイ A

総 ト ン 数 0. 2 トン

登 録 長 2. 9 9 メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 1 9 3 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、令和元年6月に進水した最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、艇体前部中央に操縦ハンドルが、同ハンドル右側にスロットルレバーが、操縦ハンドルの後方に跨乗式の操縦席と後部座席が配置されており、同乗者がつかんで態勢を保持するための設備（以下「同乗者用グリップ」という。）として、操縦席の後縁にシートストラップが、後部座席の下部側面にグラブハンドルがそれぞれ設けられていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を後部座席に寄せ、いずれも救命胴衣を着用し、知人の水上オートバイ1隻とともに、遊走の目的で、船首尾0.3メートルの等喫水をもって、令和5年8月22日13時30分博多港第3区所在のマリーナを発し、福岡湾西部に移動して繰り返し遊走を行った後、16時30分知人を含む仲間の水上オートバイ6隻と共に遊走しながら東行を始めた。

ところで、a受審人は、（一部省略）これまでに遊走を3回行っており、毎回知人を同乗させて操縦していた。

また、a受審人は、急旋回や急激な増減速を行うと、同乗者がバランスを崩し、落水して負傷するおそれがあることを承知していた。

a受審人は、仲間の水上オートバイがマリーナに向けて帰航を始める中、16時58分頃博多港中央航路に面する西防波堤北方沖合でAを止めて漂泊して休憩をとり、16時59分僅か前博多港西防波堤北灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から006度（真方位、以下同じ。）390メートルの地点を発進し、先行する仲間の水上オートバイに向けて直ちに針路を233度に定め、毎時

10.0キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、定針して間もなく、付近を航行していた貨物船の航走波を右前方に認め、増速して同波を乗り切ることとし、17時00分僅か前西防波堤灯台から343度310メートルの地点に達したとき、同乗者に知らせないまま増速すると、同乗者が後方に落水して負傷するおそれがあったが、直進中に増速しても同乗者が落水することはないものと思い、同乗者用グリップをしっかりとつかむよう指示するなど、同乗者に対する安全措置を十分にとることなく増速し、17時00分西防波堤灯台から341度300メートルの地点において、Aは、原針路のまま、毎時15.0キロの速力となったとき、同乗者がAの後方に落水した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、海上は平穏であった。

その結果、同乗者の右足首が外側にひねられ、右足関節脱臼骨折を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件同乗者負傷は、博多港中央航路において、遊走中、知人を後部座席に同乗させて増速する際、同乗者に対する安全措置が不十分で、同乗者が落水したことによって発生したものである。

a 受審人は、博多港中央航路において、遊走中、知人を後部座席に同乗させて増速する場合、同乗者に知らせないまま増速すると、同乗者が後方に落水して負傷するおそれがあったから、同乗者が落水して負傷することのないよう、同乗者用グリップをしっかりとつかむよう指示するなど、同乗者に対する安全措置を十分にとるべき注意義務があった。とこ

ろが、同人は、直進中に増速しても同乗者が落水することはないもの
と思い、同乗者に対する安全措置を十分にとらなかった職務上の過失によ
り、同乗者が後方に落水し、負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、
同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か
月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 7 月 1 6 日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 神 崎 和 徳

審判官 関 昌 芳

審判官 管 啓 二